

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木)午後3時10分～3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(13名)農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名)推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明の件

2) 農地認定について

3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から10月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名全員出席されていますので、総会は成立していることをご報告致します。また推進委員さんも4名全員出席されています。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 ご異議ないようですので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと、8番、中江委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、所有権移転をする申請でございます。

番号1番、申請地、大字今里□□□番□(田)面積□□□㎡、譲受人、今里町、□□□、譲渡人、今里町、□□□□、権利の種類は、贈与による所有権の移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3,677㎡と下限面積を満たしております。場所は、調査順序表第2番目、おおやまと環境整美事業組合より□に約□□□mのところでございます。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、現在保有する農地と、今回、権利を取得するすべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件、また権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件、周辺の地域との調和要件につきましては、家族内での所有権移転でございますので従前と何ら変わることがございませんので、今後も引き続き耕作の用に効率的に利用し常時従事することが見込まれ、地域の慣習等にも従来通り従い、協力されるとのことですので、農業上の総合的な利用には支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ご質問がないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号は、原案のとおり決定致します。次に、議第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番□、□□□番□、□□□番□、□□□番□地目はすべて田で現況は畑、面積は合計で3,181.17㎡、譲受人、樞原市、□□□□、□□□□□□□□□□、譲渡人、樞原市、□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅11戸及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、秋吉交差点より□□へ約□□mのところでございます。

以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき

審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。□□さんの転用についてですが、現況は地上げされて草が生えた状態でした。周囲を住宅に囲まれており、西側に水路があり、汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水と共に西側水路に排水される計画です。西坊城水利組合の同意も添付されており、周辺への被害はないものと思われま

農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

申請地の農地区分は、宅地と道路に囲まれており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の内容からして、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約1年間で完成との計画でありますので確実と考えます。

また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

4 番 □□さんから□□□□□□□□□□へ所有権移転されるとのことですが、所有者は社長さんですね。個人所有から会社に所有権移すという理解でよろしいですか。

事務局 開発申請が会社名となっておりますので、会社に所有権を移す申請として提出されております。

議 長 他にご意見、ご質問などないですか。

ないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。次に議第3号その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、中今里町□□□番□(畑)□□□㎡、南今里町□□□番(畑)□□□㎡、南今里町□□□番(田)□□□㎡、南今里町□□□番□(田)□□□㎡、南今里町□□□番2(田)□□□㎡、申出者、今里町、□□□□、買取り申出事由の生じた者、今里町、□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明

に伴う調査書により、令和元年9月30日に事実確認調査を致しております。

本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていた事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは農地が耕作出来る状況である事の確認、さらに担当委員の今村会長への照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。

以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

3 番 　これは相続を機に生産緑地の指定を解除するためなのでしょうか。

事務局 　今まで耕作されていた方がお亡くなりになられたことを理由として買い取り申し出するため亡くなられた方が今まで耕作されていたというの証明書発行のためです。

議 長 　他に何か質問ありませんか。ご質問等ないようですので採決致します。

それでは、議第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、その他、2番、農地認定について説明致します。今回の申請は、昭和58年昭和59年に分けて農家住宅、庭先用地として転用許可を受けられましたが、建築する前に、申請地の東側に倉庫を隣地の方が建築されたので、申請地の西側が兄弟の農地だったため、申請の変更をせずそちらに住宅を建て、転用申請地はそのまま農地として使用されておりました。数年前、農業委員会でその事実を発見した時に申請者と相談し是正ができるか県とも相談いたしました。当時の図面もなく、是正もできなく、そのまま現在に至っております。今回再度農地として納税猶予の適用を受けるにあたり農地認定の申請をしていただくこととなりました。

番号1番、申請地、大字池尻□□□番□(田)32㎡、□□□番□(田)□□□㎡
□□□番□(田)□□㎡、□□□番□(田)□□□㎡ 申請人、大字池尻、□□□□□、非農地から農地への変更でございます。

その他の1番、農地認定につきましては1件の申請でございます。ご審議よろしく
お願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりました。農地部会では現地調査の行く途中でハプニングがあり時間の関係上、現地確認に行っておりませんが、担当委員の岡本委員さんが事前に確認していただいておりますので、岡本委員さんから報告をお願いします。

推1番 　現地の方は田として米を植えられておりました。家の方はとなりに建っているのですが谷川さんの三男の方の家として建てられたようですが、全然入居せず、元からの家で暮らしておられ、兄弟3人とも亡くなられて、一緒に住んでおられた長男の娘さんが農地すべて相続されたようです。家を建てられたのもかなり以前のように、今回の申請地はずっと米を作付けして農地として使用されていた様子です。

- 議 長 この案件につきまして何か質問等ございませんか。
ないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の2番、農地認定
について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第3号、その他の2番については農地として認定することに
決定致します。
次に、その他の3番について議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議第3号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証
明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要な
ものでございます。
番号1番、所在地、大字藤森□□□番□ 外10筆 面積は、合計7,080㎡、大字
池尻115番のみ持分1/3分の納税猶予、他はすべて1筆まるごとの納税猶予の適
用となります。この申請地の中には先ほど農地として認定いただきましたものも含ん
でおります。相続人、大字池尻、谷川ひろ子、被相続人、大字池尻、谷川 光、
以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありま
すので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和元年9月25日に現況が
適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実確認を致しましたの
で、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者
に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご
質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他3番に
ついて、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第3号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証
明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第3号、その他4番
を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議第3号、その他の4番、令和元年度「農地利用最適化推進施策に関する意見書」
(案)について説明致します。本件は、昨年度末に各地域での意見交換会の中での意
見をうけ、先月の総会終了後に開催いたしました、農地利用最適化推進会議でご検討
いただきました意見書の案をご決定いただくためでございます。
別添のとおり、先月会議終了から委員の方々から特段意見等ございませんでしたの
で、諮らせていただきました内容のままでございます。意見書としてご決定いただき
ましたら、会長はじめ役員にて市長に提出させて頂く予定でございます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明ありましたが、先月推進会議で諮らせて頂いた内容で意見
書として提出させて頂いてよろしいですか。これらの件について何かご質問などご
いませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。
(なしの声あり)
- 議 長 意見等がないようですので、この案を意見書として市長に提出することに賛成の方

は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、委員会の意見書として市長に提出することと致します。
議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

他にないようですので、委員の皆様方には、お忙しい中お集まり頂き大変ご苦勞様
でした。これで10月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則
第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 梅 田 昌 宏

署名委員 中 江 彰